

50 配偶者短期居住権

(1)配偶者短期居住権とは

従来から、配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認され、これによって配偶者の居住権が保護されていた。しかし、使用貸借による権利は、居住建物が第三者に遺贈されてしまった場合には対抗することができず、被相続人が反対の意思を表示していた場合にも、使用貸借契約の成立は推認されなくなり、配偶者は生活の拠点を失うことになる。

このような使用貸借契約の成立を推認する考え方の限界を打ち破って認められたのが「配偶者短期居住権」である。

(2)前提要件(自動的に権利発生)

- ①居住建物が被相続人の遺産に属していること
- ②相続開始時に居住建物に配偶者相続人が無償で居住していたこと

(3)保障期間(①②はどちらか遅い日)

- ①遺産分割により居住建物の帰属が確定した日
- ②相続開始から 6 カ月
- ③受遺者等の所有者による消滅申入れの日から 6 カ月

この配偶者短期居住権の導入により、配偶者が被相続人所有の建物に居住していた場合には、被相続人の意思にかかわらず保護されることになった。最低 6 ヶ月という期間は保障されるため、配偶者を亡くした途端、いきなり生活の拠点を失うということもなくなったのである。

(4)配偶者居住権との違い

- ①無償で利用できる期間
- ②使用することはできるが収益を上げることはできない

③登記することができない

④第三者に対抗することができない

(5)消滅後の権利義務(1040条2項)

①収去義務(599条1項)

②収去権(同条2項)

③原状回復義務(621条)